

大正五年一月二十日

丁酉年

長崎市長

佐々木



本件は出陣御礼の御返り
に宛て電報を贈成りしに
て、今度より陸軍省より
電報を贈成りしに



福岡佐々木長崎市長

電報

米田支那公使館付護衛兵五名奉天出發
釜山より上陸長崎より歸國付式壯不儘

日清戦争



内地諸府ノ件 其請ヨリ 外務省ニ申出ニ付 許可ナ
セラルルコトト方ニテ 請命迄

丙第百三十一号

曩ニ休日ニ關シ勅令ヲ改正シ天長節ノ外十月三十一日ヲ以テ天長節祝
日ト定メラレ宮中ニ於テ天長節ニ皇室祭祀令ニ依リ賢所兼皇靈
殿神殿ニ於ケル天長節祭ノミヲ行ハセラレ拜賀参賀賀表捧呈及
宴會等ニ天長節祝日ニ於テ行ハセラルコトニ由リ決定相成候ニ付
テハ各處ニ於テ之旨令左ノ趣ニ依リ八月三十一日ハ一般休日トシテ聖
者ヲ奉祝スル止メ祝賀祝砲物詰捧讀式觀兵式滿艦飾夜
會其他従来天長節ニ行ヒタル儀禮式典ハ總テ十月三十一日ニ準
相成可然者内閣ヨリ通知有之候ニ付 此後及通條候也

大正二年八月九日

内務大臣 秘書官

岡警保局長 殿